

## 消防力の整備指針の一部改正について

### 消防・救急課

#### 1 改正の趣旨

「消防力の整備指針」は、昭和36年当時、全国各地で市街地大火が頻発していたという時代背景を受け、市町村が火災の予防、警戒等を行うために必要な最少限度の施設及び人員を定める「消防力の基準」として制定されました。その後、数次の改正を経て、平成12年、都市構造及び消防需要の実態に即した合理的な基準になるよう全面的な見直しを行い、その位置付けも「必要最少限度の基準」から「市町村が適正な規模の消防力を整備するに当たっての指針」として改められ、平成17年の改正においては、その名称も「消防力の整備指針」と改められています。

前回の主な改正は、平成26年10月に、東日本大震災において、消防車両及び消防庁舎等が被災した教訓を踏まえ、非常用消防用自動車等の配置基準の見直しや大規模災害時に消防庁舎が被災した場合の代替施設の確保計画の策定などを追加するとともに、年々増加する救急需要や防火対象物数などの消防を取り巻く環境の変化への対応として、救急自動車や予防要員の配置基準を増強するなどの改正を行いました。

平成26年の改正から4年が経過し、この間、新潟県糸魚川市における市街地大規模火災や埼玉県三芳町における大規模倉庫火災が発生したほか、救急出動件数や防火対象物数はますます増加する傾向にあります。その一方で、消防車両等の装備や消防指令システムなど関連技

術の進展により、効果的で効率的な消防業務の展開も図られているところです。

これらを踏まえ、消防責任を担う市町村が的確にその役割を果たせるよう、消防庁では、改めて、最近の火災・救急・救助事案等の災害発生状況やそれらを取り巻く環境などについて現状を確認し、消防本部等の意見も踏まえつつ検討を行い、今般、「消防力の整備指針」を改正したものです。

#### 2 改正の概要

改正の概要については、以下のとおりです。

##### 《消防力の整備指針》

##### (1) 定義（第2条）

消防の連携・協力の一類型であるはしご自動車の共同運用（第7条）、指令の共同運用（第20条）を整備指針上新たに位置づけるにあたり、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」から定義規定（「消防事務の一部について柔軟に連携・協力を行うこと」）を引用することとしました。

##### (2) はしご自動車（第7条関係）

① はしご自動車の配置に関する緩和要件の一つに、当該消防署の管轄区域に存する中高層建築物（＝高さ15m以上相当）が90棟未満である場合としていたところですが、近年の火災発生状況を踏まえ、基準を「120棟未満」に見直しました。

② 消防の連携・協力により、二以上の消防本部が共同していずれかの消防本部の消防署または出張所にはしご自動車を配置したときは、現行の第7条第1項に基づく、中高層建築物が120棟未満（現行は90棟未満）であること、他の署所から出動したはしご自動車が現場での活動開始まで30分未満で完了すること及び延焼防止のための消防活動に支障がないこと（中高層建築物が密集地域に建築されていない場合など）の3要件を満たす場合は、当該消防署ま

たはその出張所を除いたそれぞれの消防署またはその出張所についても配置したものとみなすこととしました。

- ③ はしご自動車と同等の機能を有する大型高所放水車を一台配置したときは、はしご自動車についても一台配置したものとみなす規定を新設しました。

### (3) 大型化学消防車等（第9条関係）

大型高所放水車と同等の機能を有するはしご自動車を一台配置したときは、大型高所放水車についても一台配置したものとみなす規定を新設しました。

### (4) 特殊車等（第16条関係）

例示として規定されている「林野火災工作車」や「防災工作車」は、資器材搬送車や支援車等に置き換わる傾向にあることから、近年の時勢を踏まえた例示に見直し、「特殊な機能を有する車両等」として特殊車等の定義を規定しました。

### (5) 消防指令システム等（第20条関係）

- ① 署所に対する情報の同時伝達や指令、連絡等は、指令装置、出動車両運用管理装置等で構成された消防指令システムを有する消防指令センターで一括して行われていますが、これらに関する規定がなかったことから、消防指令システムの規定を新設し、消防本部の管轄区域に設置することとしました。
- ② 消防の連携・協力により、二以上の消防本部が共同していずれかの管轄区域内に消防指令システムを設置したときは、それぞれの消防本部の管轄区域に設置したものとみなすこととしました。

## 3 施行日等

平成31年4月1日から施行しています。

なお、今回の改正により、各市町村においては保有する消防力を改めて総点検し、改正後の「消防力の整備指針」に基づいて計画的に整備することが要請されるものです。

#### 問い合わせ先

消防庁消防・救急課  
TEL: 03-5253-7522